

学校生活－「生徒心得」－

「生徒心得」は、諸君が野洲高校という集団生活の中で、健全で充実した高校生活をおくり、さらに卒業後社会人として生きぬく力を身につけるために、日常生活上の最低限の規制を示したものです。

集団生活には秩序が必要であり、自己を訓練して人生の目的を達成するためには生活の規律が必要です。学校としては「生徒心得」違反に対しては、厳しい態度で臨みます。

1. 高校生の生活のあり方（学校生活）

欠席、遅刻、早退をしないよう最大限の努力をし、授業や各種行事に全力を注ぐことが重要です。学校生活を安易に考えることは許されません。積極的に学校生活にとりくむ意欲が大切です。

ほかに重要な点は次の通りです。

- ・学校の内外を問わずお互いの人格を尊重し、品位のある言動・端正な態度を保ち、挨拶等のマナーに心がけること。
- ・始業のチャイムと同時に着席し、姿勢を整え、よい学習環境をつくりあげること。
- ・欠席・遅刻・早退・忌引きは、事前に必ずHR担任に届け出ること。

忌引きの規定は次の通りとする。

父 母 ……	7日以内	兄弟姉妹 ……	3日以内
祖父母 ……	3日以内	曾祖父母 ……	1日以内
伯叔父母 ……	1日	その他同居家族 ……	1日

- ・校舎、校具を大切にし、使用する場合はあらかじめ学校の許可を得ること。万一破損した場合は、担当の職員に届け出ること。
- ・放送、掲示、出版および各種会合は、必ず担当の職員に届け、許可を得ること。
- ・登校後はみだりに外出しないこと。やむを得ず外出する場合は、HR担任に届け、「外出許可証」を携帯すること。
- ・所定の割当てに従い校舎内外の整備、清掃、美化に努めること。
- ・考査については、全力を尽くし、不正行為をしないこと。
- ・放課後用事のない場合、なるべく早く帰宅すること。部活動等の場合でも、下校時刻までに帰宅すること。下校時刻は夏季18時30分、冬季17時30分とする。顧問が指導する場合は、夏季19時、冬季18時までとする。本校は夜間、次のような時間帯で機械警備が実施されています。

〔平日〕

8:30	→17:00
勤務時間	機械警備（無人）

土、日曜日および休日

終日機械警備（無人）

これにともなって、次のことを守ること。

A . 機械警備の時間帯は、校舎内に立入ることはできません。（ただし、平日の

朝7:30以後、校舎内立入り可)。施錠の時間までに、校舎内での用務を済ませること。

機械警備の時間帯の学校での活動は原則として禁止する。活動の必要のあるときは先生の指示に従うこと。

B. ダイヤルインによる1年専用番号は077-587-2431です。

2. 服装および容姿・所持品

①男女とも本校指定の制服を着用すること。

服装は端正にして、質素、清潔、品位を保つよう心がけること。

男子生徒 ブレザー、カッターシャツ（白）にスラックス

女子生徒 ブレザー、カッターシャツ（丸襟、白）にスカート又はスラックス
なお、正装時においては、男子はネクタイ（本校指定）、女子はリボン（本校指定）、を着用する。

【夏季の略装】

男子生徒 ポロシャツ（白半袖）にスラックス

女子生徒 ポロシャツ（白半袖）にスカート又はスラックス

【冬季】

男女とも、ブレザーの下に本校指定のセーターを着用してもよい。

②通学靴は、高校生らしい品位のあるものを着用する。

③異装で登校するときは、あらかじめ許可を受けること。

④パーマ、染毛、脱色、エクステ、化粧等をしないこと。また、カツラ、エクステ、ネックレス、イヤリング、ピアス、指輪、リボン等（本校指定以外）の装飾品を身につけないこと。

⑤その他の着衣

(ア) 防寒着 高校生らしい品位のあるもので、質素、清潔であるもの。

(イ) ソックス 清潔で品位のあるもの。

(ウ) ストッキング ベージュ又は黒色を着用すること。

(エ) 他校の制服は認めない。（ネクタイ、リボンについても同様）

⑥持ち物 通学には、学生カバン、またはスポーツバッグを使用すること。学用品以外のものは学校へ持ってきてはならない。

⑦頭髪 常に清潔さと品位のある学生らしい頭髪であること。（加工しない。）

男子の髪はエリにかからないこと。

⑧貴重品や多額の現金、不要な遊び道具等を学校に持参しないように。必要あって貴重品を持参した場合は、身から離さないようにする。体育の時間などは、体育の担任に預けること。また、個人ロッカーを活用すること。

きちんと管理しないで、紛失・盗難にあった場合その責任は被害者にもあります。

3. シューズボックス及び個人ロッカーの使用について

(1) 必ず施錠すること。

(2) 鍵（キ-）の管理は、自己責任です。

4. 通学

交通ルールとマナーを守り、野洲高校生としての品位を失わないよう通学態度を正しくしなければなりません。

通学途中では交通規則を守り安全に心がけ、正しい通学路を活用すること。

列車等の交通機関を利用する場合は、マナーを守り、他の乗客に迷惑をかけること。バイクや自動車の運転は禁止されています。

自転車通学について

- (ア) 雨ガッパを購入する。通学用自転車は学校登録・防犯登録をして、必ず登録ステッカーを貼ること。通学には登録(学校登録・防犯登録)した自転車を使用すること。
- (イ) 指定された自転車置き場に駐輪し、施錠すること。他人の自転車の無断借用は絶対にしないこと。(窃盗行為である)
- (ウ) 傘さし運転、二人乗り、無灯火運転、並進又は、ながら運転等は絶対にしないこと。危険な暴走、信号無視などをせず、マナーを守ること。忠告を受けた場合は素直に従うこと。
- (エ) 自転車を駅前などに放置しないこと。
- (オ) 自転車保険に加入すること。

5. 校外生活

- (1) 友達に対しては思いやりを持って接し、傷つけ合うのではなく互いに尊重し合い高め合えるようにしましょう。
- (2) 1976年に「三ない運動」が始まる以前は、滋賀県でもバイク・自動車による死傷事故が多発し、毎年多くの高校生のいのちが失われていました。高校生のいのちを守るために、滋賀県高校PTA連合会及び学校が立ち上がり、「バイク等について免許をとらない。乗らない。買わない。親は子どもの要求に負けない。」の「三ない+1運動」に取り組んできました。したがって、
 - (ア) バイクについては、「在学中は運転免許を取得しない、バイクを買わない、乗らない、乗せてもらわない」を厳守すること。
 - (イ) 自動車の免許取得については、第3学年の11月以降、進路の決定した者について教習所への入所を届け出の上認める。ただし、免許取得は卒業後とする。
- (3) 高校生として学業や課外活動に専念できるように、アルバイトは原則的には好ましくありません。やむを得ずアルバイトをする場合は、担任の先生と十分相談の上、許可を受けなければなりません。無許可でアルバイトをすると、もし事故などにあっても災害補償契約もなく本人が不利な目にあうこともあります。
- (4) 夜間外出はなるべく避け、午後10時以降の外出は特別な事情のない限りしないこと。
- (5) パチンコ店・居酒屋・クラブなどには立ち入らないこと。
- (6) 外泊・旅行・登山・キャンプをする場合は、保護者連名の許可願を出して、所定の手続きをして許可を受けること。

6. 許されない行為および違反者の指導・懲戒

次のような行為は、社会的・法律的に、また野洲高校生として許されない行為です。

これらの禁止事項には違反しないようにしなければなりません。

- (1) 怠学行為。(授業時間中の中抜け、授業妨害等を含む。)
- (2) 飲酒・喫煙およびそれらのための用具などを持つこと。
- (3) シンナー・睡眠薬等を不健全に使用すること。大麻・覚醒剤・危険ドラッグ等を使用すること。
- (4) 自動車・バイクなどの無断免許取得および交通法規に違反する行為。
- (5) 暴力および「いじめ」・脅迫の行為。
- (6) 万引き・窃盗または、それをそそのかしたり、助けたりする行為。
- (7) 明朗でない不純な男女交際および、風紀を乱す行為。
- (8) 校舎・校具をこわすなど、公共物を破壊する行為。
- (9) パチンコ店・クラブ・酒類を提供する店、ビリヤード店・風俗営業店・成人向け興業館等の未成年者入場禁止になっている場所への立入り。
- (10) 携帯電話やスマートフォンは、授業中は電源を切って担任の先生に預けること。
- (11) 学校の規則に違反する行為。
- (12) SNSを活用した人権侵害や名誉毀損などの行為。
- (13) 繰り返し、担当教員や生徒課の指導に従わない行為。
- (14) その他本校生徒としてふさわしくない行為。

これらの禁止事項に違反した場合、学校として厳しく懲戒・指導することになります。本校の学則では次の通り規定されています。

(懲 戒)

第40条 校長は生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、これを懲戒することができます。

2. 懲戒は、訓戒・謹慎・停学および退学とする。

(退 学)

第41条 校長は、次の各号の一つ以上に該当する者には、退学の処分を行うことができる。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
3. 正当な理由がなくて出席が常でない者。
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。